

令和6年度の現場代理人の兼務緩和に関するよくある質問

問1 令和6年4月以降、現場代理人の兼務はどのような条件で認められるのか。

答 県が発注する工事の現場代理人について、次の全ての要件を満たす場合には、他の工事の主任技術者（請負金額（建築一式工事にあつては請負金額の2分の1の額）が4,000万円未満の工事に配置されるものに限ります。以下「非専任の主任技術者」といいます。）又は現場代理人との兼務を認めます。

- ・ 現場代理人又は非専任の主任技術者として従事している又は従事しようとする工事（国又は市町村が発注する工事を含む。）の件数が3件以内であること。
- ・ 現場代理人又は非専任の主任技術者として従事している又は従事しようとする工事の当初請負金額（建築一式工事にあつては当初請負金額の2分の1の額）の合計が4,000万円未満であること。
- ・ それぞれの工事現場が同一の県民局管内（所管する地域事務所管内を除く。）又は同一の県民局地域事務所管内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- ・ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。

問2 非専任の主任技術者との兼務が可能な工事は、令和6年4月以降に発注した工事に限るのか。

答 令和6年3月以前に発注された工事であっても、令和6年4月以降は、問1の要件を全て満たせば、県が発注する工事の現場代理人と他の工事の非専任の主任技術者との兼務をすることができます。

問3 現在、非専任の主任技術者（現場代理人との兼務なし。）として、3件の工事に既に兼務しているが、新たに県が発注する工事の現場代理人を兼務することはできるか。

答 既に主任技術者として兼務している場合であっても、県が発注する工事の現場代理人と兼務する場合は問1の要件を全て満たす必要があり、問いの事例では、一人の兼務件数が4件となるため、兼務することはできません。

問4 国又は市町村が発注した工事の非専任の主任技術者と県が発注した工事の現場代理人を兼務することはできるか。

答 国又は市町村が発注した工事の非専任の主任技術者であっても問1の要件を全て満たせば、県が発注した工事の現場代理人との兼務はできます。

なお、この場合には、県が発注した工事の現場代理人との兼務を国又は市町村が承諾することを条件としていますので、国又は市町村の承諾書を兼務届に添付してください。

問5 令和6年4月以降に、県発注のA工事に従事している現場代理人甲について、他のB工事に既に従事している非専任の主任技術者乙と交代し、甲がA工事の現場代理人とB工事の非専任の主任技術者を兼務することができるか。

答 主任技術者の途中交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などに認められるものであるため、これらの事由がない場合は、主任技術者の交代が認められないことから、甲は、B工事の非専任の主任技術者を兼務することはできません。

問6 問1の要件を全て満たし、複数の工事で主任技術者と現場代理人を兼務していたが、主任技術者として配置されている工事について、変更契約により、請負金額が4,000万円を超えることとなった。この場合は、当初請負金額の合計額が4,000万円の範囲であったため、引き続き兼務することができるか。

答 現場代理人の他の工事の主任技術者の兼務は、非専任の主任技術者に限って認めているため、兼務することができなくなります。この場合は、速やかに兼務していた工事について、別の現場代理人又は主任技術者を専任する必要があります。